**平成２０年（フ）第５４５号**
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷1147番地１
破産者　細川商会こと　細川　　治
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２０年（フ）第１２６号**
福岡県飯塚市川島824番地３　川島アパート１号、前住所福岡県飯塚市長尾540番地22
破産者　西田　俊昭
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２０年（フ）第１２７号**
福岡県飯塚市川島824番地３　川島アパート１号、前住所福岡県飯塚市長尾540番地22
破産者　西田　誠子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２０年（フ）第２２５号**
福岡県飯塚市川津368番地１
破産者　井垣鐘基こと　韓　　鐘基
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成１９年（フ）第５２２号**
岩手県和賀郡西和賀町湯本30地割52番地４
破産者　宮崎　トキ
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成１９年（フ）第６６７号**
盛岡市東松園１丁目30番10―106号、開始決定時の住所盛岡市東緑が丘33番地31号
破産者　富永　満男
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２０年（フ）第６５８号**
岩手県下閉伊郡川井村大字夏屋第２地割160番地
破産者　袴田　政勝
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２０年（フ）第５２９号**
埼玉県児玉郡美里町大字猪俣2230番地４
破産者　根岸　　武
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２０年（フ）第５１９号**
愛知県一宮市大和町苅安賀字西下田28番地１
破産者　中條　達也
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２０年（フ）第２０７１号**
京都市右京区太秦安井車道町５番地　花園スカイハイツ210号
破産者　清水　誠二
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成１９年（フ）第１６３２号**
広島市東区戸坂山根２丁目８番27号
破産者　名越　佳子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２０年（フ）第２０６２号**
広島市西区横川新町１番10号
破産者　安藤　純子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成１８年（フ）第６００号**
福岡県小郡市大崎788番地６、旧住所福岡県小郡市希みが丘６丁目13番地15
破産者　田中　暢夫
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成１８年（フ）第６０１号**
福岡県小郡市大崎788番地６、旧住所福岡県小郡市希みが丘６丁目13番地15
破産者　リレントこと　田中　睦子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２０年（フ）第２９４号**
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目９番１―103号
破産者　権藤　康広
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２０年（フ）第１０３号**
佐賀県唐津市七山仁部183番地
破産者　瀬戸　逸雄
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２０年（フ）第１７９３号**
札幌市手稲区曙５条３丁目11番８号　スターハイツ曙207号、破産手続開始決定時の住所札幌市手稲区手稲本町４条２丁目１番４号
破産者　玉村　　守
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１６号**
北海道小樽市桜１丁目13番５号　コーポ桜１―B、開始決定時の住所北海道小樽市桜５丁目６番12号
破産者　鳥谷部一男
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部